

公共工事の入札時における積算内訳書の提出について

建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴い、入札における談合等の不正行為の排除、ダンピング受注の防止、入札参加者の積算努力の促進を図る観点から、公共工事の入札時における積算内訳書の提出を求めることとしましたので、提出にあたってご留意願います。

1. 対象となる入札

入札執行する全ての公共工事を対象とします。

2. 提出方法

内訳書は、第1回入札時に入札書と一緒に封筒に封入し、提出してください。

3. 記載内容

- ①商号又は名称並びに代表者氏名、住所
- ②代表者印の押印
- ③工事番号、工事名、工事場所
- ④工事価格内訳記載項目に対応する金額

4. 様式

内訳書の様式は、ホームページからダウンロードしてください。

5. 注意事項

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とします。

- ① 内訳書が封入されていない場合
- ② 内訳書に記載すべき内容に漏れ又は不備がある場合
- ③ 工事価格内訳の合計（工事価格）と入札書記載金額が異なる場合
- ④ 工事価格内訳項目に空欄（ゼロ計上）の項目がある場合
- ⑤ その他内訳書に著しい不備がある場合

6. その他

平成27年4月1日以降に入札通知または入札公告する入札より提出を求めます。